

業務説明資料

※ 本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

GREEN×EXPO 2027市発信拠点におけるサーキュラー建築の取組展示等検討業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

3 業務目的

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）は、「幸せを創る明日の風景」をテーマに、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指している。

また、脱炭素・循環型社会の実現に向けては、各分野のサーキュラー施策を連動して推進することが重要であり、建築・住宅分野においても横浜市が取り組むサーキュラー建築の取組を広く発信し、次世代を担う子どもたちをはじめとする市民の関心を高め、行動変容へつなげていく必要がある。

本委託業務は、GREEN×EXPO 2027会場の「Urban GX Village」内の市発信拠点において、新たなグリーン社会における未来の都市や暮らしの風景の提案や世界への発信に寄与する、サーキュラー建築の取組に関する発信の内容や手法を具体化することを目的とする。

4 業務内容

(1) 展示の企画等

ア 与条件整理

別添資料（発信拠点の全体像、「先端技術の体験」スペースの概要）を基に、与条件を整理するとともに、必要な調査、情報収集を行う。

イ 展示の企画

整理した与条件に基づき、サーキュラー建築の取組に関する展示内容の具体的な検討を行い、企画する。

企画にあたっては、主なターゲットを子どもたち（小学校高学年を想定）とし、好奇心や探求心をくすぐるような体験型の展示を念頭に行う。また、会期中の管理・運営に必要となる基本的な事項についても併せて整理を行う。

展示は、別添資料の【先端技術・取組の展示】（風景を支える企業・団体の先端技術・取組の展示）のうちの一つとして行うもの（展示スペースは1～数m²を想定）とし、必要な設備を含めるものとする。

ウ 展示の設計検討

展示の企画に基づき、展示製作・造形・各種演出装置、展示コンテンツ、映像・システム機材、グラフィック、サイン等の基本的な設計検討を実施する。

展示の設計検討にあたっては、会期中の管理・運営に必要となる基本的な事項についても併せて整理を行い、制作概算費及び維持管理概算費（展示物の維持管理に関する費用等）、運営概算費（展示に係る人件費等）の算出を行う。

（2）報告書の作成

業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。報告書のまとめ方については、発注者の指示に従うこととする。作成した原稿やデーター式（関係資料等を含む）については、Microsoft Office 等の汎用的なものとする。

（3）打合せ・協議等

必要に応じて適宜、打合せや協議等を、隔週1回程度行う。

打合せは対面若しくはWEBでの対応とし、実施方法は委託者と協議する。

業務開始前には、協議時期・頻度等を記した業務スケジュールを委託者に提案し、了承を得ること。業務を履行するにあたって確認が必要な場合は、都度打合せを実施すること。

5 実施体制

業務の実施にあたり、セキュラービル建築に関する知識が必要なため、適切な体制を確保すること。

6 成果品

- （1）報告書（A4判・ドッジファイル製本）1部
- （2）報告書及び打合せで作成した資料の電子データ（CD-R 又はDVD-R 格納）
(Microsoft Office 等により編集可能なデータも併せて格納すること)
- （3）その他企画検討過程の資料で、委託者が必要と認めるもの

【想定】展示の設計検討に含まれる内容

- ア 展示構成とコンセプトの検討
- イ レイアウト、演出手法及び動線計画の検討
- ウ 展示に係る設備計画
- エ 上記含む図面作成・とりまとめ
- オ イメージパースの作成
- カ 展示計画の説明書の作成
- キ 展示制作・施工工程計画案の作成
- ク 展示に係る制作概算費の算出
- ケ 展示に係る維持管理概算費の算出（展示物の維持管理に関する費用等）
- コ 展示に係る運営概算費の算出（人件費等）

7 概算額

業務委託価格は、3,000千円（税込）を限度とする。

8 今後の業務スケジュールについて（予定）

令和8年度及び9年度に継続業務として、「GREEN×EXPO 2027市発信拠点におけるセキュラービルの取組展示等発信業務委託」を予定している。

(1) 展示物の制作・設営等

(2) 管理・運営等

令和9年3月19日（金）～3月31日（水）

令和9年4月1日（木）～11月30日（火）

※GREEN×EXPO 2027の開催期間は、令和9年3月19日（金）～9月26日（日）。

※令和8年度及び9年度の業務委託は、令和7年度の委託の結果等により、業務内容が変更になる可能性がある。

9 その他

- (1) 令和8年度及び9年度の業務委託の実施は、予算の成立が前提となり、横浜市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合がある。
- (2) 業務の実施に関してはプロポーザルの内容にかかわらず、委託者と協議の上、行うこととする。
- (3) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ発注者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。
- (4) 受託者は、常に発注者と密接に連携を図り、発注者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (5) 受託者はこの委託業務を、本委託仕様書のほか、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項等の関係法令等に基づき実施すること。
- (6) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (7) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (8) 本委託業務による成果物に関する著作権等一切の権利は市に属し、受託者は市の承諾を得ずに、その内容の全部又は一部を使用・公表してはならない。
- (9) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、発注者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。